

周南市文化芸術振興賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における文化芸術の振興・発展を図るため、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、賞賜金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 賞賜金の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 個人出場の場合 市内に在住、通勤、通学又は市内に所在する団体に属する者で、本市を含む地域を対象として行う予選又は選考を経て、国、山口県若しくは市の代表として出場資格を得たもの又は付随して参加が認められたもの
- (2) 団体出場の場合 市内に所在する団体又は出場構成員の半数以上が市内に住所を有する者で構成された団体で、本市を含む地域を対象として行う予選又は選考を経て、国、山口県若しくは市の代表として出場資格を得たもの又は付随して参加が認められたもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、他の市町から同等の賞賜金の交付を受けた場合は、該当しないものとする。

(対象大会)

第3条 賞賜金の対象となる大会（以下「全国大会等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全国を対象とする大会で、国又は地方公共団体が主催又は共催する大会
- (2) 全国を対象とする大会で、高等学校文化連盟又は中学校文化連盟が主催又は共催する大会
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が賞賜金を交付することが適当と認めた大会

2 前項の規定にかかわらず、出場者を特定の企業（系列を含む。）、政治団体若しくは宗教団体等に限定した大会等又は親睦、交流等を目的としている大会に出場する場合は、該当しないものとする。

(賞賜金の種別及び額)

第4条 賞賜金の種別及び額は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第5条 賞賜金の交付を受けようとする個人又は団体は、全国大会等の出場が決定した後、速やか

に周南市文化芸術振興賞賜金交付申請書（別記様式第1号）により関係書類を添付して申請するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により、賞賜金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、交付決定の可否を行い、当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

（交付）

第7条 市長は、前条の規定により、賞賜金の交付の決定を通知したときは、賞賜金の交付決定を受けた個人又は団体（以下「交付決定者」という。）に対し、賞賜金を交付するものとする。

（報告）

第8条 交付決定者は、全国大会等が終了した後、速やかに周南市文化芸術振興賞賜金報告書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、賞賜金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更するものとする。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 申請書の内容、添付資料等に虚偽の事項があったとき。
- （3） 賞賜金の交付の決定後生じた事情の変更等により、交付の対象となる全国大会等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（賞賜金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により賞賜金の交付決定を取り消した場合において、交付決定者に対し既に賞賜金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	賞賜金	備考
個人	5,000円	
団体	50,000円以内	1 団体の構成員が10人に満たない場合は、個人の賞賜金に人

		数を乗じて得た額とする。 2 市内に所在しない団体の場合は、市内に住所を有する構成員の人数に個人の賞賜金を乗じて得た額とする。
※同一の全国大会等において、個人出場及び団体出場のいずれにも該当する場合は、団体出場の場合のみを対象とする。		